

改定の背景

- 「官庁施設の津波防災診断指針」(平成25年4月制定)は、津波に対する既存官庁施設の機能の確保状況を確認するために、施設管理者が行う標準的な診断方法を定めたもの。
- 施設管理者がより適正に運用しやすくなるよう所要の改定を実施。

個別判定項目の見直し

- ①構造体の性能に関する判定を集約。(判定4,5→判定3)
- ②災害応急対策活動のソフト対策に関する判定を集約。(判定1→8、判定11,13,14→判定10)
- ③設備の設置位置に関する判定について、判定対象の設備の区分等の見直し。(判定8,9→判定6,7)

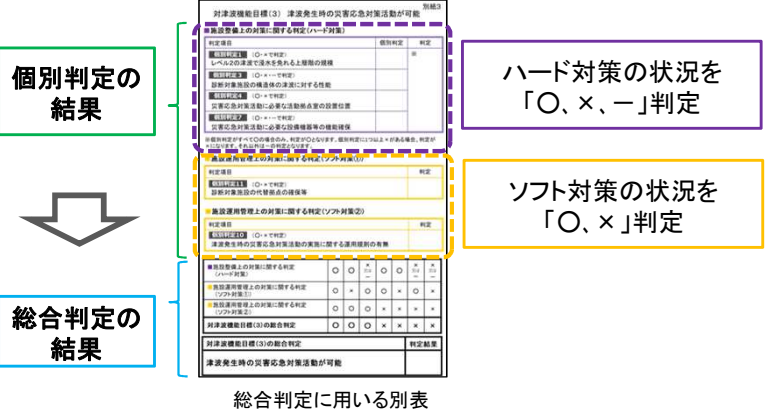
個別判定項目(改定前)	個別判定項目(改定後)
1 別地の高台等の避難場所の有無	1 レベル2の津波で浸水を免れる上層階の規模
2 レベル2の津波で浸水を免れる上層階の規模	2 レベル1の津波で浸水する下層階諸室の代替可能性
3 レベル1の津波で浸水する下層階諸室の代替可能性	3 診断対象施設の構造体の性能
4 診断対象施設の構造体の地震に対する性能	4 災害応急対策活動に必要な活動拠点室の設置位置
5 診断対象施設の構造体の津波に対する性能	5 診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置
6 災害応急対策活動に必要な活動拠点室の設置位置	6 業務の早期再開に必要な設備機器等の設置位置
7 診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置	7 災害応急対策活動に必要な設備機器等の機能確保
8 非常用電源の設置位置	8 別地の高台等の避難場所の有無
9 その他重要な設備機器の設置位置	9 避難場所に応じた避難計画の有無
10 避難場所に応じた避難計画の有無	10 津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則の有無
11 津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則の有無	11 診断対象施設の代替拠点の確保等
12 診断対象施設の代替拠点の確保等	
13 津波警報発令時の初動体制の有無	
14 津波発生時の災害応急対策活動に必要な通信機器等の確保	

① ② ③

判定1~7：ハード対策に関する判定項目
判定8~11：ソフト対策に関する判定項目

総合判定の見直し

○ハード対策、ソフト対策の機能確保状況をそれぞれ把握できるよう見直し。



○総合判定を、4段階評価(A、B、C(施設外)、C(施設内))から2段階評価(O、×)に見直し。

評語	定義
A	対津波機能目標を達成していない等
B	現状対津波機能目標を達成していない等
C(施設外)	別地の高台や代替拠点の確保等により対津波機能目標をおおむね達成している。
C(施設内)	診断対象施設において、対津波機能目標をおおむね達成している。 ※ただし、構造と設備に詳細な確認が必要

個別判定条件の適正化及び明確化

- 構造体及び設備の津波に対する性能について、簡易な判定方法を取り止め、詳細な確認を行った上で判定するよう見直し。(改定後 判定3,7)
- 診断対象施設における一時的な避難場所について、避難場所の設置位置の確認に加え、施設利用者の避難が可能であること(避難ルート及び避難スペース)を確認することを明確化。(改定後 判定5)
- レベル1津波に関する判定において、レベル1津波の高さを1階床上浸水と一律で想定した判定から、施設近傍の地域海岸におけるレベル1津波の高さで判定するよう見直し。(改定後 判定2,3,6)

○	対津波機能目標を達成している
×	対津波機能目標を達成していない